

令和8年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 令和8年5月28日(木) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後2時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	久本純造			
会長職務代理者	19番	前田貞松			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田直志	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	林田芳信	6番 平野和敏
	7番	増田真美子	8番	補伽文夫	9番 森田正男
	10番	中島康範	11番	松本秀徳	12番 江崎義明
	13番	野田 浩	14番	泉野政則	15番 田淵勇二
	17番	池田武弘	18番	増山時子	

4 欠席委員 (1人) 16番 山開博俊

5 議 案

- 第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)承認の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件
- 第6号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農業用施設届出書受理の件
- 第5号 農地法第32条第3項の規定による所有者不確知農地の公示の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和8年度諫早市農業委員会第2回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、16番・山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に2番・牟田直志委員、18番・増山時子委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)承認の件」についてご説明いたします。

「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表」については、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表が義務付けられており、本日の総会で承認を得た後、市と全国農業会議所のホームページで公表するものです。

それでは、1ページ目をご覧ください。令和7年4月1日現在の概要でございます。1番が農業委員会の体制、2番が農家・農地等の概要を記載しております。

次に、2ページ目をご覧ください。1番の(1)、農地の集積として、現状と課題、目標、実績の順に記載しております。令和7年度の担い手への集積については、②の目標の表中3, 868ヘクタールの集積目標に対し、③の実績の表中3, 843ヘクタールの実績、達成率は99.4%でした。続きまして、(2)の遊休農地の発生防止、解消について、現状と課題、目標、実績及び調査の実施内容を記載しております。遊休農地を年間6.1ヘクタール解消するという目標でしたが、目標は達成しておりません。

次に3ページをご覧ください。(3)の新規参入の促進についての現状と課題、目標、実績を記載しております。過去3年の平均は、②の目標の表中37.7ヘクタールの新規参入を目標に対して、実績は4ページ上段の4.8ヘクタールであり、目標は達成していません。

続きまして、4ページの2の(1)、推進委員等が、最適化活動を行う日数目標として活動強化月間の設定と新規参入相談会への参加について目標と実績を記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。目標の達成状況の標語について記載しております。成果目標と活動目標の達成状況に応じた点数により記載しております。

続きまして6ページです。事務の実施状況について記載されております。2番の農地法第3条に基づく許可の事務で処理件数は112件ありました。3番の農地転用に関する事務は、101件のうち、不許可はございませんでした。違反転用への対応は従前からの数値を記載しております。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号)

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央地区、栄田町の農地7筆、計3,448㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、23,717.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約50年間従事され、譲受人事務所から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、川内町の農地1筆、147㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は37,359㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約43年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,299㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は3,799㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、有喜地区、中通町の農地1筆、86㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は3,951㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、多良見町佐瀬の農地1筆、2,458㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は10,316㎡です。耕運機や草刈機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約8分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、森山町下井牟田の農地1筆、691㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は38,957.39㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約37年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、森山町田尻の農地2筆、計1,088㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は11,678.71㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、森山町田尻の農地1筆、792㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は11,382.71㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、飯盛町古場の農地1筆、1,054㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は7,075㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、高来町東平原の農地5筆、計4,825㎡について、経営移譲を受けるため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は4,825㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、高来町峰の農地4筆、計3,064㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、4,767㎡です。耕運機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどであ

りますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、小長井町川内の農地3筆、計2,525㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、24,327㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約10年間従事され、譲受人事務所から申請地までは車で約4分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後に水稻を栽培されるということで申請が上がっておりますが、先月もこの地区で多数申請が上がってきて、水稻栽培あるいは畑に変更するということで承認をいただいている農地の近くであります。道路に面している所は、確かに水稻を作ろうという意味が確認できていました。ちょっと奥まった所においては、本来ここは遊休農地であって、ここ何年かは水稻や作物は作られておりません。今後、水稻を栽培されるということで、いい傾向だと思われますが、現状のままで本当に水稻を作って農業を続けられていられるかと、3人で確認して参りましたが、疑問がつくと思われますので、地区協議会でも色んな問題を整理させてもらいましたが、この総会においてもそういう面を十分考慮していただき審議をしていただければ幸いです。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

それでは私の方からA地区の1番について、地元の委員の方、推進委員の方からご意見がありました。3条取得ということで取得されていることについては、問題ないけれど、地目として畑や田として取得されることになるので、そこら辺をちゃんと実行してもらわないといけないことを前提とした許可という形に今回もなろうかと思えます。今回皆さんから同意を得られれば、許可とこの件はなろうかと思えます。しかし、その後に出てきた案件については、今まで出てきた農地の管理状況を見させて頂いて、それが実行されていない場合は受付られないという形をとろうかと私は思っています。そういうような土地で、もし当初計画どおり管理それから営農がなされていないと地元の委員が言われれば、農業委員会として受付られないという形を取った方が良くと私個人的には思いますが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

委員 (「異議なし」と言う者あり)

議長 農地法という規定の中で農地を農地として取得される以上は農地として営農を行っていただきたいという形の趣旨で、それが遂行されない場合は、受けつけられないという形で、この件に限らず今後進めさせていただきたいと思えます。

議長 他に1番の案件について、ご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 今回は、ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、梅等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番と4番について、説明します。3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、柿、枇杷、大根等を栽培されると書いていますが、本人に確認したら、イチゴ、ぶどう、キウイを栽培されるということです。ここで地区の協議会で色々審議しました。ここでも先程1番の案件でありましたように、7反ぐらいもっているのですけれど、あまり耕作していないのですよ。それで推進委員と絶対3年以内に果樹ですけれど、成果を出して下さいということで、きつく言っておりますので、そういうことで、よろしくお願いします。

議 長 今委員の方から、何とか全部効率利用条件を満たすように指導をしていただいたということなのでありがたく思います。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、6番から8番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 6番から8番についてご説明します。まず6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、カボチャ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、柿、みかん、桃等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、貸借する農地において年間を通し、玉ねぎ、馬鈴薯、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番から8番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、10番と11番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、貸借する農地

において年間を通し、イチゴを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、白菜、大根等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 10番と11番について、何かご質問はありませんか。
委 員 5反近く作られているとでしょう。イチゴを5反も作れるのですか。
委 員 現在、お父さんが作られていて、この間、家族協定を結ばれ、すぐ相続でなく10年間借りられ、現在4反作られています。

議 長 10番と11番について、何か質問が質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番と11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番と11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、12番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号)

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、白浜町の農地3筆468.22㎡と併用地を合わせた合計828.89㎡について住宅用地（農家住宅）とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての農家住宅1棟と倉庫1棟を建築するものです。土地の造成については、

盛土を最高0.90m、切土を最高0.46m施しますが、申請地は石積等で囲まれているので、土砂等の流出の恐れはありません。雨水については付替水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は申請人の自己所有であり問題なく、資金については収用証明書で確認しております。法定外公共物の用途廃止要望書提出済みです。

2番、飯盛町里の農地7筆合計6,686㎡のうち6,270㎡について、田畑転換を行う農地改良工事で、施工面積が3,000㎡以上のため一時転用となる申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、一時転用ですので不許可の例外に該当します。申請地ですが、現在田となっており、これを改良工事によって畑とするもので、工事後はカボチャ、ジャガイモを作付する計画です。土地の造成については、盛土を最高1.83m施し、法面保護により土砂等の流出がないようにいたします。雨水は自然流下とします。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については申立書と残高証明書で確認しています。盛土規制法許可申請中であり、文化財保護法第93条第1項の規定による埋蔵文化財発掘の届出済みです。

3番、高来町下与の農地3筆合計204㎡について駐車場用地とする転用申請です。一部追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、小江駅までおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、12台分の駐車場を整備し、うち3台分を自己用駐車場、9台分を貸駐車場とするものです。自己用駐車場については平成11年頃から利用しているため、一部追認の申請となります。土地の造成については切土を最高0.1m施しますが、セメント塗装を行うので、土砂等の流出の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については通帳で確認しています。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。議案第3号につきましては、以上となります。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、この案件は長田バイパスの拡張に伴う件でございます。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（農家住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農地改良のために一時転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号)

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、長田町の農地2筆合計1,743㎡について共同住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転(売買)、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、肥前長田駅からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、鉄骨造2階建ての共同住宅1棟を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.80m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しております。都市計画法第29条開発許可申請中です。

2番、長田町の農地3筆合計744.62㎡について建売住宅用地(2区画)とする転用申請です。契約内容は所有権移転(売買)、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、2区画を造成し建売住宅を建築する計画となっています。土地の造成については盛土を最高0.60m、切土を最高

0. 20m施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する側溝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

3番、高来町神津倉の農地2筆合計222.82㎡について住宅用地（一般住宅）と進入路とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅の建築と隣地への進入路を整備するものです。土地の造成はなく現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。

4番、小長井町井崎の農地1筆111㎡について通路用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（永久）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、所有する住宅への進入路が狭いため、新たに通路を整備するものです。土地の造成はありませんが、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水は道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しております。議案第4号につきましては、以上となります。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番と2番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、共同住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

2番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）と進入路に転用するこ

とについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第5号)

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明します。

1番から106番は正久寺地区の基盤整備事業にかかる貸借となっております。合計で農地所有者83人、253筆、200,961㎡を15経営体(すべて認定農業者)へ使用貸借で新規設定する申出となっております。地区の内訳としましては、正久寺町が185筆、153,818.00㎡、長田町が68筆、47,143.00㎡となっております。作物は主に水稻、玉ねぎ、馬鈴薯などで、貸借期間はすべて10年でございます。

107番から111番はそれ以外の地区での貸借となっております。

107番、中央地区本明町の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

108番、小野地区小野島町の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

109番、小野地区小野島町の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

110番、長田地区西里町の農地2筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

111番、長田地区猿崎町の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

１１２番と１１３番は農用地利用集積等促進計画の変更となっております。

１１２番、小野地区小野島町の農地１筆について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

１１３番、小野地区川内町の農地２筆について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

以上、第５号議案の１番から１１３番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の要件を満たしていると思われます。また、１番から１１３番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第５号の説明を終わります。

議 長 議案第５号の１番から１１３番までの説明がありましたが、先に５１番と７６番について審議いたします。５１番と７６番については３番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、３番の委員の退席を求めます。

（３番委員退席）

議 長 それでは、５１番と７６番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、５１番と７６番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、５１番と７６番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 ３番委員の入場を求めます。

（３番委員・入場→着席）

議 長 次に５１番と７６番以外の１番から１１３番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、１番から１１３番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、１番から１１３番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

（議案第６号）

議 長 次に、議案第６号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第６号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明します。

地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件についてご説明します。本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予

定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。内容につきましては、破籠井第2地区の116筆の中で、全て市街化調整区域内農地等が116筆、うち農地から農地以外への変更が115筆、うち農地から農地への変更が1筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているもので、許可不要案件を除く、転用履歴等が確認できなかった2件については、農地法の許可及び届出の確認が取れていないため、農地法の手続きを要する旨回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、第6号議案については、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、事務局が作成した議案のとおり回答することに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

中央地区から2件、本野地区から1件、小長井地区から1件合計4件出ています。届出理由は、相続により農地の所有権を取得したため、時効取得により農地の所有権を取得したためとなっております。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から2件、長田地区から3件、森山地区から1件、高来地区から1件、合計7件の通知が出ています。解約理由としましては、耕作者を変更するため、中間管理事業を利用するため、売買するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見町木床の田1筆431㎡を住宅用地（一般住宅）とする使用貸借権設定の届出です。

2番、多良見町木床の田1筆559㎡を共同住宅用地とする売買の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、高来町峰の畑3筆合計1,838㎡のうち100㎡に堆肥舎等を設置する届出です。

報告第5号「農地法第32条第3項の規定による所有者不確知農地の公示の件」につきましてご報告いたします。

農地の所有者が亡くなっており、相続人が全て相続放棄しているため、所有者が不明となっているものです。賃借を希望する方がいるため、所有者が見つからないことを公示するような内容となっている。2か月間、公示を行った後、中間管理事業において、賃借を行うものとなっております。以上で、報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。
 議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表(案) 承認の件	1 件
議案第 2 号	農地法第 3 条許可	1 2 件
議案第 3 号	農地法第 4 条許可	3 件
議案第 4 号	農地法第 5 条許可	4 件
議案第 5 号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 に対する意見聴取の件	1 1 3 件
議案第 6 号	地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1 件

以上、審議件数は、全部で 1 3 4 件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年度諫早市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____